

資料 2 – 3

#### 【委員への事前送付版からの変更点溶け込み】

# 農林水産分野における生物多様性保全の取組に対する提言 (素案)

平成21年 月

# 農林水産省生物多様性戦略検討会

## 目 次

1. はじめに	· · ·
2. 生物多様性の保全に皆で取り組むために	· · ·
(1) 農林漁業者への期待	· · ·
(2) 消費者への期待	· · ·
(3) 農林水産省への期待	· · ·
3. 検討会自らの行動宣言	· · ·

# 1. はじめに

**【1】 農林水産業は生物多様性と表裏一体と理解される一方で、生物多様性保全のためには農林水産業は良くない、人間活動そのものが良くないという意見もある。**

**【2】 日本の生物多様性の危機は3つに類型化。**

第1の危機は、開発や乱獲などの人間活動に伴う負のインパクトによる生物や生態系への影響。第2の危機は、中山間地域等における人間活動の縮小や生活スタイルの変化に伴う影響。第3の危機は、移入種等の人間の活動によって新たに問題になっている影響。

**【3】 いずれも農林水産業が密接に関係。**

第1の危機に関するものとしては、農薬や肥料の不適切な使用、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、沿岸の埋め立て、過剰な漁獲等一部の農林水産業の活動等による危機。

第2の危機に関するものとしては、田園地域・里地里山において、近年、里山林の利用の減少や、農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加等により、従来身近に見られた種の減少や、特定の野生動物の生息域の拡大による危機。

第3の危機に関するものとしては、アライグマやオオクチバヌ等の外来種による危機。（事務局追加）

**【4】 農林水産業のあり方がそれぞれの生物多様性の危機や、持続可能性、自然界のスムーズな物質循環と密接な関係。（事務局追加）**

**【5】 生物多様性保全をより重視した農林水産業を強力に推進するための指針となる「農林水産省生物多様性戦略」の策定(平成19年7月)にあたっては、本検討会において議論を重ね、その方向性を提示。**

**【6】 戦略では「農林水産業は、自然界における多様な生物がかかわる循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれており、生物多様性に立脚した産業であることから、これを保全していくことが不可欠」との基本方針を明記。**

- 【7】 平成20年7月には「生物多様性を重視した持続可能な農林水産業の維持・発展に向けて～生きもの認証マーク活用への提言～」をとりまとめ、平成21年度から事業化。
- 【8】 その後、農林水産分野における生物多様性保全の取組について生産者、流通業、広告業、建設業、外食産業、NPO法人等と意見交換。
- 【9】 いろいろな立場の人が生物多様性保全と農林水産業の関係、及びそのあり方についてしっかりと共感できるものにする取り組みが必要。
- 【10】 生物多様性が失われるということは、希少な生物だけでなく人類にとっての生命の危機。
- 【11】 来年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に向けて「地域の特色ある生物多様性保全に貢献する日本の農林水産業」を強く国内外に発信するため、本提言をとりまとめ。
- 【12】 本提言は、農林漁業者、消費者、農林水産省の3者それぞれに対して、期待する生物多様性保全に向けた考え方や具体的な取り組みについて記述。
- 【13】 分かりやすく訴えること、国民目線に立つこと、生きとし生けるものに対するやさしいまなざし、を意識して記述。

## ○ 日本人と生物多様性

- 【14】 1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットに合わせて気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択。
- 【15】 日本は、平地、山地、水系が入り組み、南北に長く、標高も様々である。このため、地域毎に環境が異なり、生態系も多種多様であり、それに人の営みが加わって日本の生物多様性となっている。
- 【16】 日本人は生物多様性という言葉は使わなくても、昔から生きものの大きさを十分認識しており、例えば仏教伝来以前から、万物に神が宿ると考え、八百万の神を讃えてきた。（事務局追加）

- 【17】 仏教が伝来すると一切衆生悉有仏性（いっさいしゅうじゅうしつうぶっしょう）とすべて生あるものはことごとく仏となる可能性を有している、ということが根本原理とされた。（事務局追加）

## 2. 生物多様性の保全に皆で取り組むために

### （1）農林漁業者への期待

- 【18】 農林水産業は、生産性や有用性だけを追求する業ではなく、国民の食を支え、自然環境を形づくり、そして生物多様性を支えている。それは現場にいる方がもっとも良く理解。
- 【19】 今まで環境保全や生物多様性の保全に取り組んでも収入につながらないため、多くの農林漁業者は農林水産物の収量、価格を重視。（事務局追加）
- 【20】 田んぼでは稲、山では植えた木、海では狙った魚など、収穫（獲）の対象となる農林水産物だけしか見えなくなっていないか。（事務局追加）
- 【21】 田んぼにすむカエルや畠を飛ぶ赤とんぼ、林道を舞う蝶、潮だまりのカニといった、農林水産業の現場における生きものへのやさしいまなざしを向けてはどうか。
- 【22】 農林水産業の豊かな生産力を収穫（獲）の対象となる農林水産物のみで評価せず、例えば生物を育む力や持続可能性、スムーズな物質循環等の総合力で評価してはどうか。
- 【23】 農林漁業者は、生きものにやさしいまなざしを向け、人や生きもの、環境に良い農林水産物を生産しているということを消費者にもっと伝えてはどうか。
- 【24】 伝える手段としては、FSC、SGEC（森林経営・林産物の流通）、MSCやマリン・エコラベル・ジャパン（漁業・水産物の流通）などといったエコラベルや昨年提言した生きもののマークに地域の創意工夫で取り組んではどうか。

## (2) 消費者への期待

- 【25】 食べものに対して安さ、手軽さ、安全性のみが重視されているのではないか。
- 【26】 「食」という字を分解すると、「人」を「良」くするとなる。「人」を「良」くする「食」とは体に良い食べものであることはもちろん、人が生きている環境も良くするものであること。
- 【27】 これからは地球環境に配慮した車や家電製品に注目。毎日食べているご飯、野菜、魚、肉や生活している家の木材を通じても地球環境を考えてはどうか。(前回提言から引用)
- 【28】 一口分のお米ができた稲の周りにはどのくらいの虫、魚、鳥などの生きものがいたのだろうか、と思いを馳せてはどうか。
- 【29】 思いを馳せるだけでなく田んぼや畠、森や海辺にちょっと出かける。そこにいる生きとし生きるものへのやさしいまなざしを向け、その環境を保っている地域の農林水産業の営みに触れてみてはどうか。
- 【30】 生きものにやさしいまなざしを向け、人に良い食とは何かを考える。生きもののマークやFSC、SGEC（森林経営・林産物の流通）、MSCやマリン・エコラベル・ジャパン（漁業・水産物の流通）といったエコラベルなどを毎日の買い物の中で活用してはどうか。(事務局追加)

## (3) 農林水産省への期待

### ① 農林水産省生物多様性戦略に基づく施策の着実な推進

- 【31】 平成19年7月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」を着実に推進。
- 【32】 生物多様性保全に取り組むには個人や企業の社会貢献（CSR）だけでは持続的な活動にならないため、生物を育む力や持続可能な生産力、物質を循環させる力の総合力をどう本業と結びつけるのか理論付けや評価手法の確立が必要。他国の事例などを参考に情報の収集を図る必要。(一部、事務局追加)

- 【33】 生産性と生物多様性を両立させ、生きものへのまなざしを回復する、有機農業などの多様な農林水産技術について、全国各地で実施・普及し、その取り組みに関する情報の収集や提供を行い、多くの農林漁業者や消費者の参画を得ながら、全国各地に広めていくことが必要。（事務局追加）
- 【33-1】 また、農業農村整備事業などにおける生物多様性保全の取り組みを加速するため、ビオトープや魚道などの環境配慮施設をより効果的に配置する手法の確立が必要。（事務局追加）
- 【33-2】 この際、田園地域や里地里山の生物多様性を保全・再生する地域活動を全国的に広げるため、エコファーマーなどの生産者と流通業者、消費者とのネットワーク化や活動団体間のネットワーク化により情報を共有する仕組みの構築を図り、関係者の相互理解の下で生物多様性保全の取り組みを進めることが必要。（事務局追加）
- 【33-3】 森林の生物多様性保全については、「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」の議論を踏まえ、必要な取り組みを推進することが必要。（事務局追加）
- 【34】 生物多様性を計る指標については、科学的根拠に基づきながら農林漁業者自身が生きものに対して豊かなまなざしを注いでいくきっかけとなり、現場の農林漁業者や一般消費者からも理解が得られるよう、分かりやすいものとする必要。
- 【35】 ある特定の種、例えば絶滅危惧種などを指標としてシンボリックに生物多様性の保全に取り組む際には注意が必要。絶滅危惧種そのものの保護はもちろん重要であるが、その種の保護のみが目的となって、その種をとりまく生物多様性の保全がおそろしくならないようにする必要。
- 【36】 指標生物は各地の様々な生態系に応じてきめ細かく設定するよう留意する必要。
- 【37】 指標の選定にあたっては、地域の生物多様性を代表するものであることはもちろん、生物多様性の有用性について国民の理解を得られる説明が必要。

- 【38】 生物多様性のモニタリングは専門家ではなく素人も参加でき、現場が自分の言葉で発信できるような手法も確立する必要。
- 【39】 モニタリング・データを効率よく集める仕組みが必要。

## ② 生物多様性条約COP10（MOP5<sup>\*1</sup>）に向けた具体的な対応

### ア 日本の農林水産業のPR

- 【40】 地域の特色ある生物多様性保全に貢献する日本の農林水産業を、例えばJ-アグリとして国内外にPR。

### イ 生物多様性保全に向けた国際交渉のリード

- 【41】 ポスト2010年目標については、農林水産活動の制約とならず生物多様性に対する農林水産業の貢献が反映されるような目標及びその達成手段である施策を提案する必要。（事務局追加）
- 【42】 遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）については、実効性、柔軟性のある枠組となるよう交渉をリードする必要。（事務局追加）
- 【43】 カルタヘナ議定書責任と救済については、食料の国際取引に悪影響を与えないよう、合理的なルールを目指して対応する必要。（事務局追加）
- 【44】 COP10はゴールではなく、通過点の1つ。日本は、COP10終了後も2年間は議長国として各国、各分野の利害調整を行うことになるため、農林水産省として国内外の農林水産業と生物多様性保全のために引き続き積極的に関与する必要。（一部事務局追加）

---

\*1：COP10と同時期に行われるカルタヘナ議定書の締約国会議。遺伝子組換え生物の移送、取り扱い、利用の手続き等について検討を行っている。

### 3. 検討会自らの行動宣言

- 【45】 来年10月のCOP10に向け、地方で現地調査、検討会の開催を実施。(事務局追加)
- 【46】 農林水産省が実施している生物多様性保全に配慮した農林水産施策についてフォローアップを実施。(事務局追加)
- 【47】 地方から生物多様性保全の取り組みの発信を促進。(事務局追加)